

函館市漁業近代化資金利子補給規則実施要領

(趣旨)

第1条 函館市漁業近代化資金利子補給規則（昭和46年函館市規則第46号。以下「規則」という。）第2条第3号に規定する漁業近代化資金の利子補給については、規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(利子補給率)

第2条 規則第3条の利子補給率は、年1パーセントとする。ただし、漁業近代化資金融通法施行規程（平成28年農林水産省告示第2373号。以下「施行規程」という。）第7条に定める貸付利率が年1パーセント未満であるときは、当該貸付利率と同じ率とする。

(貸付利率)

第3条 規則第4条の融資機関が漁業者等に貸し付ける利率は、施行規程第7条に定める貸付利率から前条の利子補給率を控除した利率とする。

附 則

この要領は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月10日から施行する。